

各国・地域の商標制度・運用に 関する調査研究について



調査の俯瞰図

背景・目的

商標に係る制度のうち、我が国での導入や見直しが検討課題となり得る制度及びそれに係る諸外国における運用の詳細を調査し、我が国における制度・運用見直しの要否検討の基礎資料とするため、調査を実施することとした。具体的には、部分拒絶制度、におい等非伝統的商標（保護対象の拡大）、非グラフィカルな手法による出願の3つの論点を調査対象とした。



■公開情報調査

部分拒絶制度、におい等非伝統的商標、非グラフィカルな手法による出願について、13の国・地域における制度・運用の調査、整理、分析を行った。書籍、論文、裁判例、調査研究報告書、審議会報告書、ニュース記事、法・判例等検索データベース情報、インターネット情報等を利用した。

■国内質問票調査

企業等及び代理人のニーズや意見について明らかにすることを目的として、各テーマに係る調査項目を決定し、本調査研究の趣旨・目的を踏まえて出願傾向等を基に抽出した企業等252者及び代理人165者を対象に実施した。

■海外ヒアリング調査

公開情報調査の結果を踏まえ、より詳細な調査を行うため、調査対象の13の国・地域の代理人（弁理士・弁護士）を対象として実施した。

■国内ヒアリング調査

公開情報調査と国内質問票調査の結果を踏まえ、要望等の把握や専門的視点からの助言を得るために、企業、弁護士・弁理士、学識経験者に対して実施した。



まとめ

公開情報調査、国内質問票調査、海外ヒアリング調査及び国内ヒアリング調査から得られた調査結果を総合的に分析し、調査研究報告書及びそれを要約した報告書（要約版）を取りまとめた。

目次

1. 本調査研究の背景・目的

2. 調査対象の定義及び調査実施方法

2.1 調査対象の定義

2.2 調査実施方法

3. 調査結果

3.1 各国・地域の調査（公開情報調査・海外ヒアリング調査）

3.2 国内質問票調査

3.3 国内ヒアリング調査（企業・有識者）

4. まとめ

4.1 部分拒絶制度

4.2 におい等非伝統的商標

4.3 非グラフィカルな手法による出願

1. 本調査研究の背景・目的

商標に係る制度のうち、我が国での導入や見直しが検討課題となり得る制度及びそれらに係る諸外国における運用の詳細を調査し、我が国における制度・運用見直しの要否検討の基礎資料とするため、諸外国の法令・運用等を調査・整理するとともに、国内質問票調査及び国内外ヒアリング調査を実施した。具体的には、以下の論点について調査対象とした。

1. 部分拒絶制度

我が国では、商標審査での拒絶理由が一部の指定商品等のみを対象とする場合、補正等により拒絶理由が解消されなければ、出願全体が拒絶となる。一方、拒絶理由が解消されない場合、対象となっている指定商品等のみを拒絶し、保護を認容できる指定商品等については登録を認める「部分拒絶制度」も存在する。直近では令和5年に韓国が同様の制度を導入し、他にも多くの国・地域で採用されている。そこで、各国・地域での制度・運用の詳細や、我が国での導入ニーズについて調査を実施した。

2. 非伝統的商標制度の見直し

(1) 保護対象の拡大

我が国では、特許法等の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第36号）により、「色彩のみからなる商標」「音商標」「動き商標」等の登録が可能となった。上記以外の非伝統的商標のうち、「におい商標」「触覚商標」「味覚商標」（以下「におい等非伝統的商標」）は、我が国では保護対象ではないが、諸外国においては保護されている実例が一定程度ある。第2回産構審知的財産分科会商標制度小委員会（平成28年7月12日）でも、におい等非伝統的商標の保護可否について「諸外国における保護の状況、及び我が国企業等による保護のニーズの把握に努めつつ、今後も引き続き検討を進めてはどうか」との提言がなされているなど、不断の情報収集や分析を行う必要がある。

(2) 非グラフィカルな手法による出願

「標章の国際登録に関するマドリッド協定規則」の改正により、国際登録出願において、標章の視覚的表示の代わりに、1つのデジタルファイルで標章を表すことが可能となった。これにより、音商標、動き商標又はこれらの組み合わせ等を、音声ファイルや動画ファイルといった、非グラフィカルな手法により表された標章として願書に添付した出願（以下「非グラフィカルな手法による出願」又は「非グラフィカル出願」）が可能となつたが、こうした標章を保護対象とするかの判断には国内法を適用することになっており、我が国ではこれらの標章を保護対象とせず、拒絶理由を通知している。他方、これらの商標を保護対象とし、拒絶理由を通知しない締約国も存在する。そこで、同規則改正により認められた出願に対する各締約国の制度・運用の実態や、我が国における制度・運用の改正ニーズについて調査を実施した。

2. 調査対象の定義及び調査実施方法

2.1 調査対象の定義

2.2 調査実施方法

2. 1 調査対象の定義

本調査研究において調査対象とする論点は、「1. 本調査研究の背景・目的」にあるように、「1. 部分拒絶制度」、「2. 非伝統的商標制度の見直し（1）保護対象の拡大」、「2. 非伝統的商標制度の見直し（2）非グラフィカルな手法による出願」である。そこで、公開情報調査、国内質問票調査、海外ヒアリング調査及び国内ヒアリング調査を行うにあたり、調査対象が明確となるよう、上記3つの論点を以下のように整理した。

・テーマ1 部分拒絶制度

本調査研究において、「部分拒絶制度（partial refusal system）」とは、出願の一部の指定商品役務について拒絶された場合、その他の拒絶理由がない指定商品役務については登録を認める制度を指すこととする。

・テーマ2 におい等非伝統的商標

本調査研究では、非伝統的商標のうち「におい商標（smell/olfactory marks）」、「触覚商標（touch/tactile marks）」、「味覚商標（taste/gustatory marks）」を調査対象とする。

・テーマ3 非グラフィカルな手法による出願

本調査研究において、「非グラフィカルな手法による出願（Applications using non-graphical methods）」又は「非グラフィカル出願（Non-graphical applications）」は、音商標・動き商標・ホログラム商標・マルチメディア商標（音と文字や図形等の動きの組合せ）等について、出願時に商標を1つのデジタルファイル（例えば、音声ファイルや動画ファイル）のみで、又はそれを主として、表現する出願を指すこととする。

なお、グラフィカルな手法（例えば、五線譜）を主な商標表示の手段とし、デジタルファイルを補助的な手段としている場合には、本調査研究では「非グラフィカルな手法による出願」は導入されていないものとして扱う。

2. 2 調査実施方法

(1) 公開情報調査

書籍、論文、裁判例、調査研究報告書、審議会報告書、ニュース記事、法・判例等検索データベース情報等から、13の国・地域における、部分拒絶制度、において非伝統的商標、非グラフィカルな手法による出願についての制度・運用の調査、整理、分析を行った。調査対象は、アメリカ合衆国、欧州（EUIPO）、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国、トルコ、インド、中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリアとした。

(2) 国内質問票調査

企業等及び代理人のニーズや意見について明らかにすることを目的として、出願傾向等を基に抽出した企業等252者及び代理人165者を対象に、令和6年9月13日から同年10月21日までの期間において実施した。質問票は、企業等と代理人についてそれぞれ作成した。

(3) 海外ヒアリング調査

公開情報調査の結果を踏まえ、より詳細な調査を行うため、調査項目及び質問文を決定の上、調査対象である13の国・地域の代理人（弁理士・弁護士）を対象として実施した。調査前に協力いただく代理人に質問票を送付し、書面での回答を得た。調査時には、当該回答書に基づいた質問とそれへの回答・意見の聴取を行った。

(4) 国内ヒアリング調査

企業、有識者（弁護士・弁理士及び学識経験者）に対して実施した。調査前に協力者に質問票を送付した上で、オンライン形式にて1時間程度で行った。

① 国内企業ヒアリング

3テーマに係る制度に関する要望及び課題を把握するため、国内質問票調査に協力いただいた企業のうち5者を対象として実施した。各制度に係る経験、各制度のメリットとデメリット、各制度の導入の要否等について聴取した。

② 有識者ヒアリング

3テーマに係る制度に関する課題の整理及び分析に対する専門的な視点からの助言を得るために、商標制度に精通した有識者にヒアリング調査を行った。各制度に係る経験、各制度のメリットとデメリット、各制度の導入とそれに伴う法改正の要否、制度を導入すると仮定した場合の検討事項等について聴取した。

3. 調査結果

3.1 各国・地域の調査

(公開情報調査・海外ヒアリング調査)

3.2 国内質問票調査

3.3 国内ヒアリング調査

3.3.1 企業ヒアリング調査

3.3.2 有識者ヒアリング調査

3. 1 各国・地域の調査（1）部分拒絶制度

調査結果一覧（1／5）

	アメリカ合衆国	欧州 (EUIPO)	ドイツ
導入の有無	○	○	○
部分拒絶の通知形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶と全体拒絶の通知の書式に大きな違いはない。 「部分拒絶」の見出しの使用を奨励。(審査便覧) 審査官は、拒絶の対象となっている商品役務を原則として明示しなければならない。また、出願人から応答がない場合、拒絶の対象となる商品役務が削除されることも、通知で明示しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通知の書式は定められていない。 EUIPOからのレター中に部分拒絶や全体拒絶という言葉はあり識別可能。 正式な拒絶通知の前に、審査官からレター形式で「部分拒絶を出すことになるだろう」等の懸念を伝える運用がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶と全体拒絶の通知の書式は同じ。 通知内で拒絶の対象となっている商品役務が指摘される。
部分拒絶の通知への対応方法（出願人側）	<ul style="list-style-type: none"> 指定商品役務の補正（減縮） 意見書の提出 出願の分割 部分拒絶を承服する旨の連絡（電話・メール等） 	<ul style="list-style-type: none"> 指定商品役務の補正（減縮） 意見書の提出 出願の取下げ 部分拒絶通知前のレターへの同意 	<ul style="list-style-type: none"> 指定商品役務の補正（減縮） 意見書の提出 出願の分割 出願の取下げ、再出願
部分拒絶の通知への応答期間・延長期間等	<p>【国内出願】</p> <p>・<u>通知への応答期間：3月（+3月※）</u></p> <p>※ 1回のみ延長が可</p>	<p>【国内出願】</p> <p>・<u>通知への応答期間：2月</u></p> <p><u>通知前のレター：1月</u></p> <p>【マドプロ出願】</p> <p>・<u>通報への応答期間：2月</u></p>	<p>【国内出願】</p> <p>・<u>通知への応答期間：1月（在外者：2月）</u></p> <p>※ 1回のみ延長が可</p> <p>※ 正当な利益が証明された場合は更なる延長が可</p> <p>【マドプロ出願】・<u>通報への応答期間：4月</u></p>
部分拒絶の通知に不応答の場合等の出願の扱い（知財庁側）	<p>【不応答の場合】</p> <p>・拒絶対象の商品役務を削除する審査官補正が行われ、拒絶査定が出願人になれる。</p>	<p>【レターへ同意した場合】</p> <p>・レターで補正案が示された場合、出願人が同意を示す書簡を提出すれば、EUIPO側が補正を行い、その後の手続が進む。</p> <p>【不応答の場合】</p> <p>・一部拒絶の査定（決定）がなされる。</p>	<p>【不応答の場合】</p> <p>・出願ファイルに基づいて拒絶決定（部分）を出す。</p> <p>・決定書には部分拒絶の旨と拒絶対象でない商品役務が保護適格である旨が示される。</p> <p>・拒絶決定への不服申立等がない場合、特許商標庁（DPMA）は商標を登録簿に登録し、商標公報で公告（異議申立期間3月）の後、登録証を発行する。</p>
部分拒絶査定（決定）後の流れ（審判・出訴等）	<p>【拒絶査定（決定）への対応方法】</p> <p>・再検討請求（さらに審判請求が可能）</p> <p>・商標審査審判部への審判請求（さらに連邦巡回控訴裁判所に上訴可）</p> <p>・長官に対する請願（商標規則で許可されている場合のみ）</p> <p>・<u>上記のいずれもなされなかった場合、出願が一部放棄となる。</u></p> <p>・拒絶対象であった商品役務の審査官補正による削除 → その旨を出願人に通知 → 一部登録</p>	<p>【拒絶査定（決定）への対応方法】</p> <p>・EUIPO審判部への不服審判請求（2月以内） （→一般裁判所 → 司法裁判所：<u>上訴可</u>）</p> <p>・審査官の（部分拒絶の）決定は、審判請求期間が満了した後に効力を生じる。審判には停止効がある。（審判請求可能期間中等はEUIPOは公告、登録簿への記載等）を行ってはならない。）</p> <p>・審判請求期間等の満了や審決等の確定後に、登録可能な商品役務について、公告がなされる。異議申立期間（3月）の満了後に、登録の手続が進む。</p>	<p>【拒絶査定（決定）への対応方法】</p> <p>・特許商標庁（DPMA）への不服申立</p> <p>・ドイツ連邦特許裁判所への審判請求</p> <p>・不服申立・審判請求の期限：1月 (期間徒過後、決定は確定)</p> <p>・審判請求等がなされると出願全体が停止され、審判等の手続が終了するまで出願の登録はできない。</p> <p>・上訴の可能な手段がすべて尽くされたか 上訴期間が満了すると決定・判決が確定する。</p> <p>・決定等が確定したのち、拒絶の対象でない（登録可能な）部分が登録へと進む。</p>

3. 1 各国・地域の調査（1）部分拒絶制度

調査結果一覧（2／5）

	フランス	スウェーデン	英国
導入の有無	○	○	○
部分拒絶の通知形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> 通知の書式は定められていない。 知財庁（INPI）は、以下の2種類の通知が可 <ul style="list-style-type: none"> ①出願人が応答期限内に反対しなければ、 庁が補正を行うことを提案する「自動的」通知 ②出願人に応答を求める「通常の」通知 通知内で拒絶の対象となっている商品役務が指摘される。 	<ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶と全体拒絶の通知の書式は同じ。 通知内で拒絶の対象となっている商品役務が指摘される。 	<ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶と全体拒絶の通知の書式は同じ。 マドプロ出願の暫定的拒絶通報では、 タイトルを「暫定的部分拒絶」とする。
部分拒絶の通知への対応方法 (出願人側)	<ul style="list-style-type: none"> 意見書の提出 (反論、拒絶へ同意する旨、補正案など) 審査官の補正案に同意する旨の連絡 (INPIプラットフォーム上の「同意する」ボタンの押下により意思表示) 出願の分割 出願の取下げ 	<p>【国内出願】</p> <ul style="list-style-type: none"> 応答書の提出（出願減縮への同意表明、審査官への反論等） <p>※拒絶リスクを回避するためには応答書提出が必要</p> <p>【マドプロ出願】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定商品役務の補正（減縮、WIPOに提出）、 応答書の提出（知財庁に提出） 	<ul style="list-style-type: none"> 指定商品役務の補正（減縮） 意見書の提出 出願の分割 ヒアリングの請求
部分拒絶の通知への応答期間・延長期間等	<p>【国内出願】</p> <p>・通知への応答期間：1月 (実務上は、通常1月半程度)</p> <p>※1回のみ延長可。</p> <p>【マドプロ出願】</p> <p>・通報への応答期間：45日</p>	<p>【国内出願】</p> <p>・通知への応答期間：2月 (+ 8週間※)</p> <p>※正当な理由があれば延長可</p> <p>【マドプロ出願】</p> <p>・通報への応答期間：3月</p>	<p>【国内出願】</p> <p>・通知への応答期間：2月</p> <p>※延長は可（審査官の裁量）</p> <p>【マドプロ出願】</p> <p>・通報への応答期間：2月</p>
部分拒絶の通知に不応答の場合の出願の扱い (知財庁側)	<p>【知財庁からの補正案あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補正案が最終決定に反映される。 <p>【知財庁からの補正案なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拒絶の対象である商品役務は登録が拒絶される。 <p>※応答期間後、数週間から数ヶ月の間に登録。 (フランスは出願公開→異議申立期間（2月）→審査という流れ)</p>	<p>【国内出願】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出願全体が却下されることがある。 (回復料を支払えば、出願の回復が可能) <p>【マドプロ出願】</p> <ul style="list-style-type: none"> 応答期間満了後に拒絶の対象でない商品役務について登録に向けての手続（登録後、公告）を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 登録可能な商品役務について公告（異議申立期間：2月）へ進められ、拒絶対象の商品役務は拒絶される。 審査官は通常、応答期間が満了してもすぐに公告決定を出すことはなく、知財庁のバックログにもよるが、少なくとも1～2週間は遅れるのが普通である。
部分拒絶査定（決定）後の流れ（審判・出訴等）	<p>【拒絶査定（決定）への対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> パリ控訴裁判所への上訴 (さらに大審院に上訴可能) 	<p>【拒絶査定（決定）への対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許市場裁判所（PMC）への拒絶不服審判請求 (請求の期限：2月) ※期限後に確定 部分拒絶決定が出されると、決定が法的に拘束力をを持つ※まで拒絶対象でない部分も含めて登録されない。 ※法的に拘束力を持つ：決定が上訴（または審査官による修正）をされていないか又は上訴手続が終了 	<p>【拒絶査定（決定）への対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> アポインテッド・パーソン（appointed person；弁護士等、知財庁から独立した立場の法律専門家）への不服申立（さらなる上訴は不可） 高等裁判所への不服申立（さらに控訴裁判所又は最高裁判所に上訴可） 部分拒絶決定に対して不服申立に進む場合、拒絶部分が確定するまで出願全体が一時停止される。

3. 1 各国・地域の調査（1）部分拒絶制度

調査結果一覧（3／5）

韓国	
導入の有無	○
部分拒絶の通知形式・内容	<ul style="list-style-type: none">部分拒絶と全体拒絶の通知の書式は同じ。通知内で拒絶の対象となっている商品役務が明記される。
部分拒絶の通知への対応方法 (出願人側)	<ul style="list-style-type: none">指定商品役務の補正（減縮）意見書の提出出願の分割
部分拒絶の通知への応答期間・延長期間等	<ul style="list-style-type: none">意見書提出期間：2月（※1月ずつ4回まで延長が可能。）+ 商標手続継続申請期間：2月
部分拒絶の通知に不応答の場合の出願の扱い (知財庁側)	<ul style="list-style-type: none">一部拒絶の査定（決定）がなされる。
部分拒絶査定（決定）後の流れ（審判・出訴等）	<ul style="list-style-type: none">拒絶決定不服審判請求（※）期間：3月（→拒絶決定の確定）+ 拒絶理由がない商品役務の審査期間：1月 <p>※再審査請求も可能（請求可能期間：3月） 補正とともにに行わなければならない。不服審判を請求した場合には不可。</p> <p>上記の期間が経過後、公告が決定する（※）。（部分拒絶通知から計8月程）</p> <p>※出願公告（登録可能な商品役務に係る）がなされる条件は、以下①～③のいずれかの場合。 ①部分拒絶決定が出た後に、不服審判請求期間の3月が経過したとき ②不服審判で棄却審決が出され、これに対する審決取消訴訟の提訴期限が過ぎたとき ③審決取消訴訟でも最終的に棄却審決（拒絶決定）が確定したとき</p> <p>その後、拒絶の対象でない商品役務に関し出願公告（2月）され、異議申立がなければ登録が決定する。（部分拒絶通知から登録決定までは、計10月程）</p>

3. 1 各国・地域の調査（1）部分拒絶制度

調査結果一覧（4／5）

	シンガポール	オーストラリア
導入の有無	○	○（マドプロ出願のみ）
部分拒絶の知形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶と全体拒絶の通知の両方とも、実質的コメントは冒頭、応答期限が末尾に記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶と全体拒絶の通知の書式は同じ。 通知内で拒絶の対象となっている商品役務が明記される。
部分拒絶の通知への対応方法（出願人側）	<ul style="list-style-type: none"> 出願の補正 意見書の提出 追加の情報や証拠の提出（意見書等での表明と共に） ヒアリングの請求 出願の分割 	<ul style="list-style-type: none"> 指定商品役務の補正（減縮） 意見書の提出 ヒアリングの請求 コンセントレーター（合意書）の提出 その他：不使用を理由とした引用商標の取消・制限を求める訴訟の提起
部分拒絶の通知への応答期間・延長期間等	<p>部分拒絶の応答期間4月 + 継続処理請求可能期間2月</p>	<p>部分拒絶の通知への応答期間15月</p>
部分拒絶の通知に不応答の場合の出願の扱い（知財庁側）	<ul style="list-style-type: none"> 出願は「取下げ扱い（継続処理可能）」となる。 当初不応答を選択した出願人が、気が変わって応答を希望する場合、2月以内にForm CM13を提出し継続処理を請求可。 継続処理により出願は保全される。 一方、不応答のままであった場合には、出願は登録可能な商品役務について2月後に次の公告段階へ進む。 	<ul style="list-style-type: none"> 15月以内に出願人の応答がない場合、知財庁は国際事務局に最終決定を通知する。 この最終決定は拒絶の対象でない商品役務に係る保護通知となる。 出願人は15月の受理期間が過ぎたのを待つことで、拒絶対象でない商品役務の受理に進める。その後出願は公告され、2月の間異議申立がなければ期間終了後すぐに登録される。
部分拒絶査定（決定）後の流れ（審判・出訴等）	<ul style="list-style-type: none"> 高等裁判所への上訴（さらなる上訴も可能） 部分拒絶という登録官の決定を不服として 出願人が高等裁判所へ上訴（決定日より28日以内） しなければ、決定が確定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 査定系ヒアリング（裁判所に上訴する前に出願について議論可） 連邦裁判所（裁判官1名、さらに連邦裁判所全法廷に上訴が可能）または、連邦巡回・家庭裁判所第2部（さらに連邦裁判所に上訴が可能）への上訴

3. 1 各国・地域の調査（1）部分拒絶制度

調査結果一覧（5/5）

	トルコ	中国
導入の有無	○	○
部分拒絶の通知形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶と全体拒絶の通知の書式は同じ。 登録可能な商品・役務の公告情報の記載のみ違いがある。 部分拒絶決定の通知では、以下が示される。 <ul style="list-style-type: none"> 部分的に拒絶された商品役務のリスト、 部分拒絶の根拠として指定された商標、 登録可能な商品役務が掲載される公報番号 	<ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶と全体拒絶の通知の書式に大きな違いはない。 タイトルは異なる 部分拒絶の場合、「商標部分拒絶通知書」 全体拒絶の場合、「商標拒絶通知書」 商標部分拒絶通知書には、登録を認められる商品役務と拒絶対象の商品役務が示され、分割出願書が添付される。
部分拒絶査定（決定）後の流れ（審判・出訴等）	<ul style="list-style-type: none"> 特許商標庁の再審査評価部への審判請求 (さらにアンカラ知的・工業所有権民事裁判所、その後大審院に上訴可) 出願の分割 <p>【審判請求された場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審判（または、提訴した場合には裁判）により部分拒絶の決定が確定した後に、拒絶対象でない部分が登録される。 <p>【審判請求されなかった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拒絶の対象でない商品役務の範囲内で公告 →公告期間中に異議なし 登録証手数料の納付通知 登録証手数料の納付（通知日から2月以内） 拒絶対象でない商品役務の範囲で商標登録 	<ul style="list-style-type: none"> 商標局審判部への不服審判の請求 (さらに人民法院への上訴が可能) 出願の分割（部分拒絶を受け、不服審判の請求と同時にを行う場合のみ可能） 指定商品役務の補正（国際登録出願の場合のみ） <p>【審判請求された場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部分拒絶された出願が不服審判や裁判に係属している間、登録可能な部分も公告されない。 <p>【審判請求されなかった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不服審判の請求がないまま審判請求期限（通知書受領日から15日）が過ぎた場合、商標局は登録可能な部分と拒絶された部分を分離させ、登録可能な部分は公告期間に入る。 公告期間が異議申立てなく過ぎれば、商標証書が発行される。

※ 調査対象国・地域のうち、部分拒絶制度を導入していない以下の国・地域については、制度が導入されていない理由等を調査した。

	インド	台湾
導入の有無	×	×
導入されていない理由や背景（いずれも代理人見解）	部分的拒絶制度が導入されていない主な理由は、商標法と商標規則の立法上・手続上の枠組みにある。同法は、一貫性と効率性の観点から、商標出願全体の審査を重視している。	出願の一部商品等に問題がある場合、分割で対応する実務が一般である。また、台湾の商標制度ユーザーは出願や登録の管理のしやすさを重視するため部分拒絶制度は複雑と捉えられる可能性が高い。したがって、現行制度を維持すればよいと考えられそうである。
将来的な導入に関する動きの有無（いずれも代理人見解）	現在のところ、部分拒絶制度を導入するための正式な動きや活発な議論は法制上も行政上も行われていないようである。	もし部分拒絶制度が導入された場合、現行の商標法とは規定の矛盾が生じるであろうし、また、部分拒絶制度の導入に関する実質的な議論はこれまでされてこなかつたため、将来的にも同制度が導入される可能性は低い。

3. 1 各国・地域の調査（2）において等非伝統的商標

調査結果一覧（1／5）

	アメリカ合衆国	欧州 (EUIPO)	フランス
「商標」の定義に含まれるか	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。
出願方法 (願書の記載項目、サンプル・標本の要否等)	<ul style="list-style-type: none"> • において商標を含む非視覚的な商標の場合には、図面の提出を要求されない一方、商標の詳細な説明を必ず提出しなければならない (商標規則2.52、商標審査便覧§808.01)。 • 実際の使用に基づく出願の場合には、現実に使用される様態での商標の見本を提出する必要がある（商標規則2.56）。 	<ul style="list-style-type: none"> • 出願には、理事会規則4条(b)に定める要件を満たす<u>標章の見本が必要</u>。(理事会規則31条) • <u>サンプルや標本の提出は適切な表示と認められない</u>。 • <u>標章の説明をもって標章の見本とすることができない</u>。 (EUIPO商標ガイドライン 9.3.11.2) 	<ul style="list-style-type: none"> • 願書には商標の表示等を記載する（出願商標の識別性が使用により獲得された場合、使用証拠を付属書類として提出）。 • 商標の表示は「明瞭であり、正確であり、明確であり、容易にアクセス可能であり、分かりやすく、耐久性があり、かつ客観的な方法により、この登録簿に表示することが可能であることが条件。 • 商標の表示に関わりかつ保護の範囲を拡張しないことを条件とし説明を添えることが可能。 • <u>サンプルや標本は有効な表示として認められない</u>。（規則R711-1条）
商標の保存と公表	<ul style="list-style-type: none"> • 非視覚的標章の場合、<u>標章の説明が必ず商標公報で公告される</u>。（審査便覧808.03） • USPTOの商標検索サイトでは、において等非伝統的商標の場合は、<u>図面表示欄に「図面なし－感覚商標」「非視覚的商標」などの記載や、商標に関連する物品の図面が見られる</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>伝統的商標と同じ</u>。 • ただし、において等商標については、<u>伝統的商標のように、公衆が商標を検索、正確に確認できるようにする</u>ことが不可能。 したがって、<u>において等商標は事実上認められていない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>伝統的商標と同じ</u>。 • <u>出願の体裁が複製に必要な技術的要件を満たしていない</u>ことが判明したときは、<u>公告されない</u>（規則R712-8条）。現在のところ、において等非伝統的商標を公告する技術的手段はない。
識別力の判断	• 商標の詳細な説明や、物理的なサンプルに頼ることも多い。	• <u>伝統的商標と同じ</u> 。	• <u>伝統的商標と同じ</u> 。
類否の判断	• 先行商標との類否判断は、これらの商標が視覚的に表現されにくいため複雑である。	• <u>伝統的商標と同じ</u> 。	• <u>伝統的商標と同じ</u> 。
権利範囲の特定方法	<p>【において等商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> • において等の商標権行使する場面では、商標の説明に加え、必要に応じて物理的な標本を参照し、商標権の範囲を特定することになる。 	• <u>伝統的商標と同じ</u> 。	• <u>伝統的商標と同じ</u> 。

3. 1 各国・地域の調査（2）において等非伝統的商標

調査結果一覧（2／5）

	ドイツ	英国
「商標」の定義に含まれるか	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。
出願方法 (願書の記載項目、サンプル・標本の要否等)	<ul style="list-style-type: none"> 願書に記載する商標の表示は紙媒体・データ媒体で提出可能 表示できない商標については、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①商標の保護対象を明確かつ一義的に識別できる文章であれば、唯一の表示手段として文章による表示が可能（略）（規則6a条） ②商標の保護対象を客観的に具体化しなければならない（規則6b条） 	<ul style="list-style-type: none"> 出願には「商標の表示であって、登録官その他の管轄当局及び公衆が、所有者に付与される保護の明瞭かつ正確な内容を決定することができる方法で登録簿に表現することができるもの」を含まねばならない。（法32条2項） 「<u>においや味の説明は明確でも正確でも客観的でもなく、サンプルは耐久性がないため、商標の説明やサンプル・見本は表示に代わることはできない</u>」。（商標実務マニュアル－審査ガイド 第B部）
商標の保存と公表	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的商標と同じ。 商標登録は電子的に公告され、公報には商標の説明（におい商標の場合、においや商品役務の説明が含まれる）が掲載される。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的商標と同じ。 【におい商標】 現在の技術では、におい商標を、容易にアクセスでき、分かりやすく、耐久性がある形で登録することはできないため、<u>におい商標の登録は非常に困難</u>。
識別力の判断	<p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> においの説明や特定が難しいため、識別性に係る敷居が特に高くなる。 <p>【味覚商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 味覚は主観的なものであり<u>識別力の評価は困難</u>。 <p>【触覚商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 触感の個々の特徴は、商品自体の基本的特徴とは区別されなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的商標と同じ。
類否の判断	<p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> においが消費者に与える嗅覚的印象により評価。詳細な説明があればそれを基に比較。 <p>【味覚商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均的な消費者に混同される可能性があるかどうかを評価。 <p>【触覚商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 触覚的印象が商標の出所について消費者の混同を招くほど強いか否かで判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的商標と同じ。
権利範囲の特定方法	<ul style="list-style-type: none"> 商標権の範囲は、登録商標による保護に係る商標法14条で一般に規定されている。 <p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該商標の具体的な嗅覚的特徴により範囲が決められる。 <p>【味覚商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に、登録に記載された正確な味覚に限定される。 <p>【触覚商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常、登録に記載された具体的な触覚的特徴に限定され一般化することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的商標と同じ。

3. 1 各国・地域の調査（2）において等非伝統的商標

調査結果一覧（3／5）

	スウェーデン	トルコ	インド
「商標」の定義に含まれるか	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。
出願方法（願書の記載項目、サンプル・標本の要否等）	<ul style="list-style-type: none"> 願書には「<u>商標の明確な表示</u>」（法2章1条）等を記載する。 知財庁が必要と認めるときは「標章を書面で記載し、かつ、その標章を特徴づけるものを記載しなければならない」。（規則3章2条） 	<ul style="list-style-type: none"> 出願は <ul style="list-style-type: none"> a) 出願人の身元証明に係る情報を含む出願様式、 b) 商標の見本、 c) 出願対象の商品又はサービスの一覧」などから構成される。（法11条1項） 出願は、願書フォームに記入して庁に送信することとされており、願書の必須情報として「<u>法4条及び本規則7条に記載された条件を満たす商標見本</u>」が挙げられている。（施行規則5条） 	<ul style="list-style-type: none"> 出願には <ul style="list-style-type: none"> (a) 出願人の権利を決定するため、必要な場合は商標の説明を言葉で十分正確に行うこと (b) 商標のグラフィカルな表現を示すことができる」ということが求められる。（規則23）
商標の保存と公表	<ul style="list-style-type: none"> 非伝統的商標が二次元で印刷できない場合、知財庁（PRV）商標データベースでは確認できない。 その公表は、登録番号・所有者・住所・指定商品役務などの登録事項についてのみなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標公報において公告されたにおいて等非伝統的商標はない。 【<u>におい商標</u>】 におい商標を見本、化学式、言葉で表現することはまだルールとして認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、におい商標等について許容可能なグラフィカルな表現方法はない。 適当な方法が考案されるまでは商標公報に掲載できない。
識別力の判断	<ul style="list-style-type: none"> 識別力の判断がどのように運用されているか、知財庁から明確には公表されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【<u>におい商標</u>】 多くの香りは機能的又は記述的とみなされる（例えば、製品の天然成分の匂い）ため、識別力を証明することが特に困難である。 出願人は、広範な使用・広告・消費者の認知の証拠を提出し、使用により獲得された識別力を証明することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> におい商標やその他の非伝統的商標の場合、識別力を判断するプロセスは複雑である。
類否の判断	<ul style="list-style-type: none"> 類否の判断がどのように運用されているか、知財庁から明確には公表されていない。 非伝統的商標の新規出願が審査される場合、審査官はその出願を同じカテゴリーに属する他のすべての有効な商標と手作業で比較すると理解される。 	<ul style="list-style-type: none"> 非伝統的商標の類似性は、平均的な消費者に与える全体的な印象を比較することにより評価される。 複雑なケースでの類似性の評価では、専門家の意見や科学的手法に頼ることが多い。 【<u>におい商標</u>】 香りの感じ方は消費者によって大きく異なるため、主観的な評価となる。 	<ul style="list-style-type: none"> におい商標やその他の非伝統的商標の場合、類否を判断するプロセスは複雑である。
権利範囲の特定方法	<ul style="list-style-type: none"> 権利範囲の特定がどのようにされているか、知財庁から明確には公表されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出願時の商標の表現方法によって権利範囲が決まる。 【<u>におい商標</u>】 においは多くの場合、文章や化学式で表現されるが、これらは必ずしも明瞭性と正確性の要件を満たしているとは限らない。 	<ul style="list-style-type: none"> におい商標やその他の非伝統的商標の場合、権利範囲を特定するプロセスは複雑である。

3. 1 各国・地域の調査（2）において等非伝統的商標

調査結果一覧（4／5）

	中国	台湾	韓国
「商標」の定義に含まれるか	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。	△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。	○ 「におい」が商標に含まれると明記されている。 (触覚・味覚も除外されていない。)
出願方法 (願書の記載項目、サンプル・標本の要否等)	<ul style="list-style-type: none"> 出願1件毎に願書1通、商標見本1部を提出しなければならない。 商標見本は、明瞭で、貼付しやすく、光沢のある丈夫な紙に印刷されたものとし、又は代用写真を用いることとしなければならない。 (実施条例13条) 色彩商標や音商標などと異なり、<u>におい等非伝統的商標に係る具体的な規定は見当たらない</u>（実施条例13条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 願書には、商標の種類と形態の説明、商標の名称、商標図案、指定商品役務とその区分、商標描写を提供しなければならないときはその商標の描写などを含める（施行細則12条）。 <p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商標の描写（文言によるにおいの説明）を商標図案として提出しなければならない。 (非伝統的商標審査基準) 台湾特許庁が必要とみなすときは、出願人に通知してにおいのサンプルを提出させ、審査の補助に用いる（施行細則13条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚的に認知できない商標には商標見本の提出が要求されない反面、当該商標の「説明」の記載、商標を具体的に特定できる「視覚的表現」、「使用証拠資料」の提出が必要である。 <p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行規則により、<u>においを説明する視覚的表現</u>と共に提出すること、<u>サンプルとして、においを入れた密閉容器3個又はにおいが添加されたパッチ30枚</u>を提出することが求められる。 <p>【触覚商標・味覚商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査規定上別途の規定はない。
商標の保存と公表	<ul style="list-style-type: none"> におい等非伝統的商標の出願に対応できるシステムや、出願商標がどのようなものを特定するツール等が整備されていないため、<u>これらの商標を実際に保存・公表する状況に至っていない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> におい等非伝統的商標が登録された事例がないため、台湾特許庁及び商標業界において、<u>当該商標の保存や公開に関する議論が行われたことはない</u>。 	<p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財庁の商標検索サイトにおいて、<u>におい商標の「視覚的表現」</u>が公表されている。
識別力の判断	<ul style="list-style-type: none"> 出願商標を特定するツールなどが整備されておらず、におい等非伝統的商標に係る認識の基準も統一されていないことなどから判断は難しい状況にある。 	<p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> においが単独で識別力を有するには、商品又は役務の本質・特徴から独立した、つまり特別な匂いが付加されている必要がある。 「非伝統的商標審査基準」では、この要件を満たすものとして、外国で登録査定となった「チェリーの香りのオイル」等が挙げられている。 	<ul style="list-style-type: none"> におい等非伝統的商標は本質的な識別力がないため、使用による識別力が求められる。
類否の判断	<ul style="list-style-type: none"> 出願商標を特定するツールなどが整備されておらず、におい等非伝統的商標に係る認識の基準も統一されていないことなどから判断は難しい状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的商標と同じ。 商標・商標の説明・商標サンプル等を対比して総合的に判断する。 	<p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、出願の際には<u>商標を特定するための視覚的表現</u>と共に提出しなければならず（施行規則25条1項10号）、<u>これを基準として類否の判断が行われる</u>。
権利範囲の特定方法	<ul style="list-style-type: none"> 出願商標を特定するツールなどが整備されておらず、におい等非伝統的商標に係る認識の基準も統一されていないことなどから判断は難しい状況にある。 	<p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文言によるにおいの説明が、権利範囲の特定において中心的な役割を果たすものと考えられる。 	<p>【におい商標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、出願の際には<u>商標を特定するための視覚的表現</u>と共に提出しなければならず（施行規則25条1項10号）、<u>これを基準として類否の判断が行われる</u>。

3. 1 各国・地域の調査（2）において等非伝統的商標

調査結果一覧（5/5）

	シンガポール	オーストラリア
「商標」の定義に含まれるか	<p>△ 明記されていないが、定義が包括的であり除外されていない。</p>	<p>○ 「おい」が商標に含まれると明記されている。 (触覚・味覚も除外されていない。)</p>
出願方法 (願書の記載項目、サンプル・標本の要否等)	<ul style="list-style-type: none"> 出願には、商標の明瞭な表示等を含め、指定商品役務を列挙する（法5条2項）。 願書の指定されたスペースに<u>出願商標の明瞭かつ耐久性の高い表示をする</u>（規則16）。 <p>【<u>おい商標</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学式は物質自体を表すものであるため、<u>化学式は図形的表示とはみなされない</u>。 においの言葉による記述は<u>図形的</u>だが、十分に明確、正確、客観的<u>ではない</u>。 においサンプルはその安定性や耐久性が十分でないため、<u>図形的表示を構成しない</u>。（商標業務マニュアル） 	<ul style="list-style-type: none"> 出願には「商標の表示であって、その商標を特定するのに十分なもの」を含む必要がある（規則4.2(1)）。 <p>【<u>おい商標</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「商標についての簡潔かつ正確な説明」を含んでいなければならない。（規則4.3(7)） 商標の表示は、時間が経過してもその商標の特徴が保持されることを保証でき、複製に適していなければならない（規則4.3(10)）。 登録官は適切な審査のため、商標の説明又は更なる説明や商標の見本を提出するよう出願人に通知できる（規則4.3(8)）。
商標の保存と公表	<ul style="list-style-type: none"> <u>おい等非伝統的商標の出願や登録が行われていないため、シンガポールの法律や実務の観点から商標の保存と公表について回答することはできない。</u> 	<p>【<u>おい商標</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> おいは登録簿の<u>エンドースメント欄（Endorsement／裏書）</u>に記載される。 エンドースメントは基本的においの説明で、例えば「商標はおい商標である。本商標は、シナモンの香り（主にシナムアルデヒド）からなり、商品仕様書に概説されているように、非木材ベースの家具に適用される」等である。
識別力の判断	<ul style="list-style-type: none"> <u>おいその他の非伝統的な商標の登録が行われていないため、商標の識別性がどのように評価されるかについて、今のところ判断や決定がなされていない。</u> 	<p>【<u>おい商標</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「商標実務・手続マニュアル」は、識別に不適合なおいの例を3つ挙げている。 第一の例は、料理用ハーブの香りのように、商品役務の自然な属性である香り。 第二の例は、商品役務の不快な自然臭をマスキングするために使用される機能的な香りで、例えばカーペット用消臭剤のラベンダーの香り。 第三の例は、食器用洗剤や洗濯用品のレモンのような、業界共通の香りである。
類否の判断	<ul style="list-style-type: none"> <u>おいその他の非伝統的な商標の登録が行われていないため、商標の類似性がどのように評価されるかについて、今のところ判断や決定がなされていない。</u> 	<p><u>伝統的商標と同じ</u>。</p>
権利範囲の特定方法	<ul style="list-style-type: none"> <u>おい等非伝統的商標の登録が行われていないため、権利範囲の特定方法に関する判断や決定は未だない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 非伝統的商標の範囲は、エンドースメント及びその他の要素を総合的に考慮して決定される。

3. 1 各国・地域の調査（3）非グラフィカルな手法による出願

調査結果一覧（1／2）

	欧州 (EUIPO)	ドイツ	フランス	スウェーデン	英国	トルコ
導入の有無	○	○	○	○	○	○
背景と経緯等	・商標制度の近代化のために導入された。	・2015年のEU指令（2015 /2436）等の影響が大きい。	・2015年のEU指令（2015 /2436）等の影響が大きい。	・2015年のEU指令（2015 /2436）等の影響が大きい。	・2015年のEU指令（2015 /2436）等の影響が大きい。	・欧州連合をモデルに非伝統的商標の導入に伴い、非グラフィカル出願も導入された。 2017年以前は、音商標及び動き商標は出願できたが、五線譜等を用いて行っていた。
出願方法 (ファイル形式等)	【許容されるファイル形式】 ・JPEG、MP3、MP4 【提出方法】 ・知財庁のシステムでアップロード可能。	【許容されるファイル形式】 ・JPEG、MP3、MP4、OBJ、STL、X3D 【提出方法】 ・知財庁のシステムでアップロード可能。	【許容されるファイル形式】 ・JPEG、MP3、MP4。 いずれも最大サイズは100MB。 【提出方法】 ・知財庁のシステムでアップロード可能。	【許容されるファイル形式】 ・JPEG、MP3、MP4 【提出方法】 ・メールで知財庁に提出可能。	【許容されるファイル形式】 ・MP3、MP4。 MP3の最大サイズは2MB MP4の最大サイズは8,000Kbps及び20MB。 【提出方法】 ・電子出願でのみ提出可。	【許容されるファイル形式】 ・MP3、MP4 【提出方法】 ・知財庁のシステムでアップロード可能。
提出された電子ファイルの審査での扱い (権利範囲の特定、類否の判断等)	・従来の手法により出願された商標と原則同じ。	・従来の手法により出願された商標と原則同じ。	・従来の手法により出願された商標と原則同じ。	・従来の手法により出願された商標と原則同じと思われる。 ・非グラフィカル出願は件数が少ないため、一般的な審査の傾向や実務を検討はできない。	・従来の手法により出願された商標と原則同じ。 ・音商標の実際の音声を登録簿上で再生可となつた等の意味で、商標権の範囲を特定しやすくなつた。	・従来の手法により出願された商標と原則同じ。
提出された電子ファイルの公開の手法	・知財庁の商標検索サイトで視聴可能。	・知財庁の商標検索サイトで視聴可能。	・知財庁の商標検索サイトで視聴可能。	・音声ファイル等を視聴するには、知財庁にメールで依頼する必要あり。 ・将来的には、知財庁の商標検索サイトで可能となる見込み。	・知財庁の商標検索サイトで視聴可能。	・現在、知財庁の商標検索サイトで視聴不可。(故障と思われる)
マルチメディア商標の扱い	・商標法の保護対象に含まれる。 ・マルチメディア商標の識別力の評価においては、識別力判断の一般的な基準が適用。	・商標法の保護対象に含まれる。 ・非グラフィカル出願の導入に伴い保護。 ・伝統的商標と同様の審査基準が適用。判例法はまだない。	・商標法の保護対象に含まれる。 ・非グラフィカル出願の導入に伴い保護。 ・マルチメディア商標の出願は非常に少なく判決等も存在しない。	・商標法の保護対象に含まれる。 ・非グラフィカル出願の導入に伴い保護。	・商標法の保護対象に含まれる。 ・非グラフィカル出願の導入に伴い保護。	・商標法の保護対象に含まれる。 ・ただし、特許商標庁において確立した判断はまだない。

3. 1 各国・地域の調査（3）非グラフィカルな手法による出願

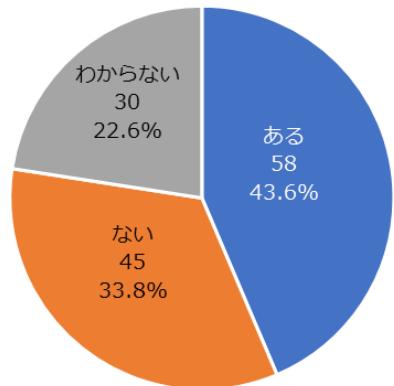
調査結果一覧（2／2）

	アメリカ合衆国	インド	中国	韓国	台湾	シンガポール	オーストラリア
導入の有無	×	×	×	×	×	×	×
導入されていない理由や背景 (いずれも代理人見解)	<ul style="list-style-type: none"> 保護の対象を明確に理解するために商標の説明は重要であることから、非伝統的商標を商標の説明なしに認める制度を作るのは難しい。 したがって、非グラフィカル出願の導入は難しいと考える。 現在、導入に関する議論はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、商標法及び商標規則では、すべての商標が視覚的に表現できることを要求している。 この要件は視覚的に表現できる単語標章、ロゴ標章、図形標章を対象とした伝統的な商標法にルーツを持つ。 産業界から要望があれば政府は検討すると思われるが、今のところ要望は出でていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 非グラフィカル出願を受理できるシステムがまだ整備されていないことが障害となっている。 法律上、同出願を考慮した審査基準が作成できていないことも主な理由と考える。 現在のところ制度導入に向けた動きはないが、ユーザーのニーズはあると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年9月1日付商標法改正により、法律からは視覚的表現要件が削除された。 しかし施行規則上、音商標には視覚的表現の提出が要求され（未提出時は出願差戻し）、木口グラムや動きの商標にも商標見本の提出が求められるため、実務上非グラフィカル出願が受け入れられないと見ることはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 非グラフィカル出願は、「明確性、正確性、持続性」（商標法19条3項）の要件を満たさないと判断されると思われる。 ユーザーからの要望もないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法は商標を「図形的に表せるあらゆる標識」と定義しているため、「非グラフィカルな出願」は登録できない。 政策レベルでは非導入の背景にいくつか理由がある。 例えば、グラフィカルな表示が商標と登録簿上の保護を定義するために必要とされていること等である。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の商標法40条は、商標がグラフィカルに表せない場合は商標出願を拒絶しなければならない定めている。 非グラフィカルな表示を導入するには法改正が必要である。 さらに、非グラフィカル出願が主張する知的財産権の範囲を決定することは困難であるため、グラフィカル表示要件は実用的な目的を果たすと考えられる。
マルチメディア商標の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の保護対象に含まれる。 出願にあたっては、図面、商標の詳細な説明と、音声ファイル・動画ファイル等を提出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の保護対象に含まれる。 例えば、音と動きの組合せからなる商標については、音を表す五線譜と動きを表す図面を提出することで出願できると考えられる。 登録例も存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の保護対象に含まれると考えられる。 商標法8条から、理論上、自他商品識別力を有する標識又はその組合せは商標とできるため、マルチメディア商標は保護されると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の保護対象に含まれるが、事実上、登録には課題がある。 包括的な「標識」の定義に含まれるため、理論上は保護されると考えられる。 ただし、実務上、出願受理のためには、願書に商標の類型を表示しなければならないが、マルチメディア商標はその類型に含まれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の保護対象に含まれる。 登録例が存在しており、出願に際しては、複数の図面（動きについて）と、五線譜や歌詞（音声について）の両方を提出することにより、出願商標を表すという方法が取られている。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の保護対象に含まれると考えられる。 包括的な「標識」の定義に含まれるため、理論上は保護されると考えられる。 ただし、登録例は今のところ存在せず、出願の動きもない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の保護対象に含まれる。 包括的な「標識」の定義に含まれるため、理論上保護され、伝統的商標と同じ審査手続の対象となると考えられる。

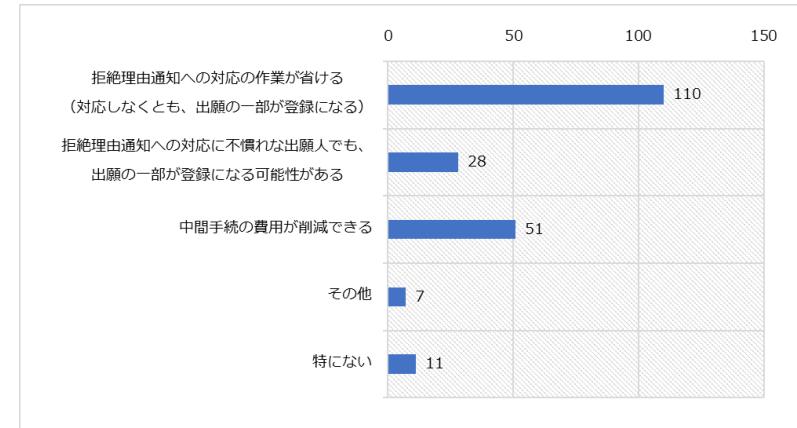
3. 2 国内質問票調査（1）部分拒絶制度

- ▶ 企業等を対象とした質問票調査では、制度の導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。
なお、賛成する企業等のうち、制度を「自社でも利用したい」旨回答した企業等は約3割であった。
メリットとしては、手続の簡素化や費用の削減が多く選択された。

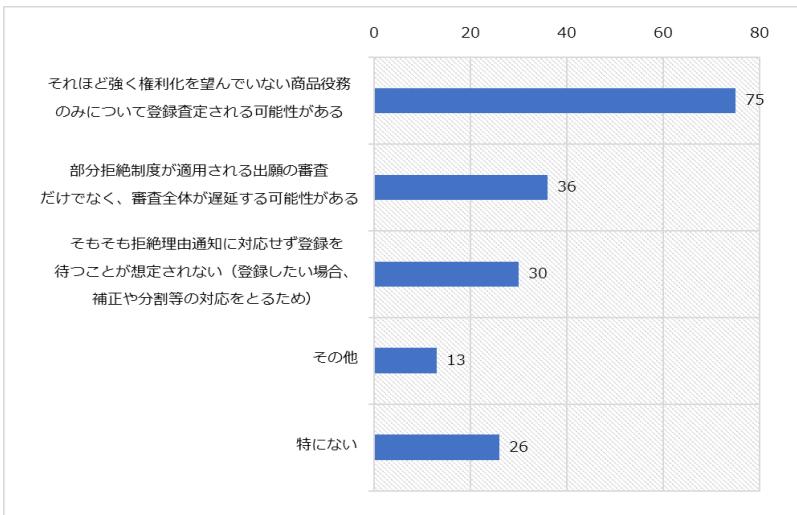
- ・【企業等】海外での部分拒絶の通知の経験 (n=133)



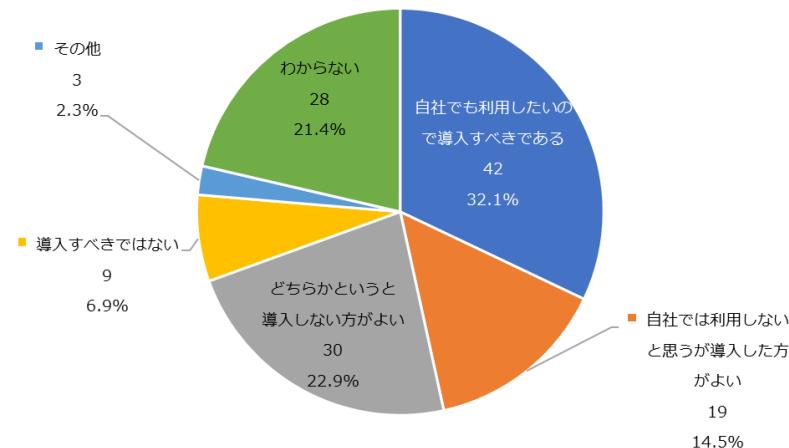
- ・【企業等】部分拒絶制度に関する出願人のメリット（複数回答可） (n=133)



- ・【企業等】部分拒絶制度に関する出願人のデメリット
(複数回答可) (n=133)



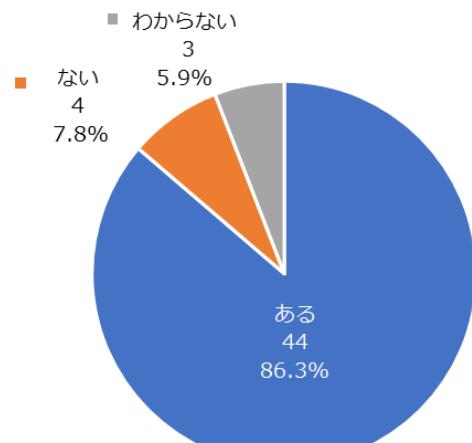
- ・【企業等】部分拒絶制度を導入することについてどう思うか (n=133)



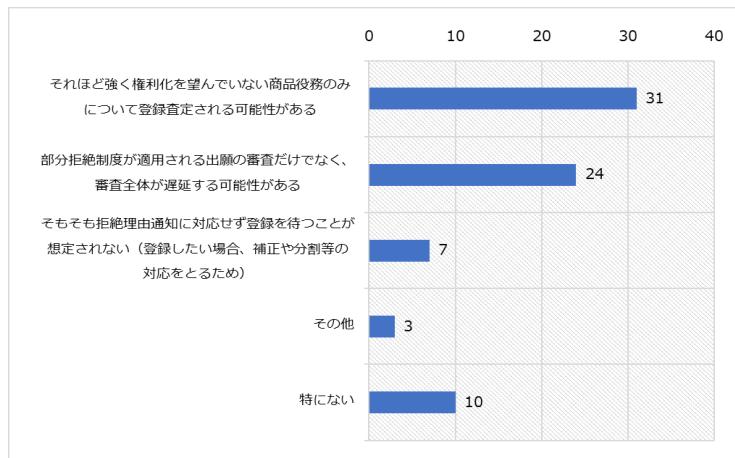
3. 2 国内質問票調査（1）部分拒絶制度

- 代理人を対象とした質問票調査では、導入に反対する割合が、賛成する割合を上回った。反対する代理人からは、制度の複雑化を指摘する意見があったほか、審査の遅延や、不使用商標の増加を懸念する意見も多くあった。

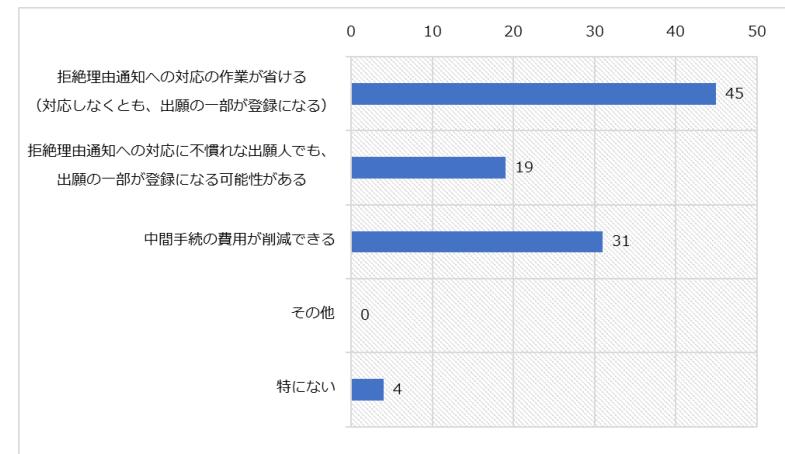
- ・ 【代理人】海外での部分拒絶の通知の経験 (n=51)



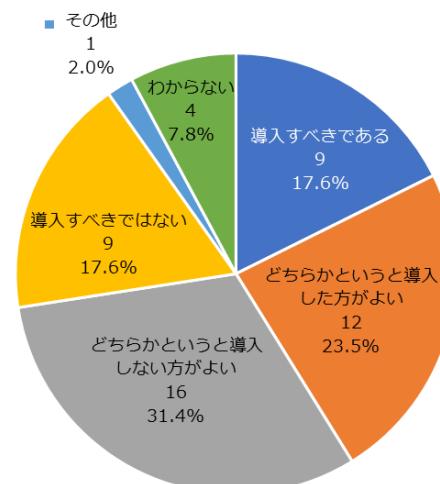
- ・ 【代理人】部分拒絶制度に関する出願人のデメリット (複数回答可) (n=51)



- ・ 【代理人】部分拒絶制度に関する出願人のメリット (複数回答可) (n=51)



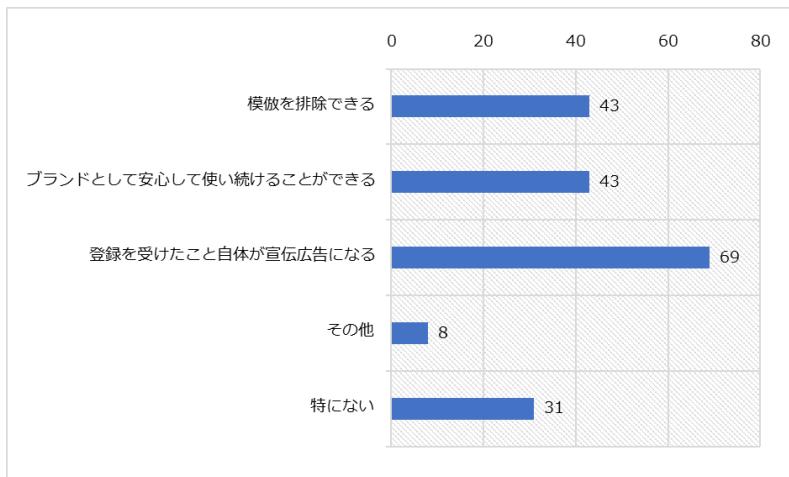
- ・ 【代理人】部分拒絶制度を導入することについてどう思うか (n=51)



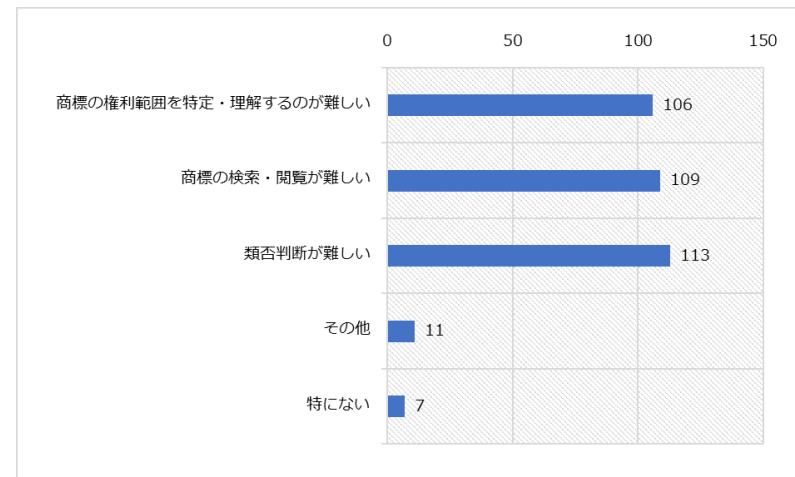
3. 2 国内質問票調査（2）におい等非伝統的商標

▶ 質問票調査では、企業等・代理人のいずれにおいても、制度導入に反対する割合が賛成する割合を大きく上回った。反対する立場からは、権利範囲の特定や識別力・類否の判断等が困難であるとの意見が多かったほか、第三者に対して萎縮効果を生じさせるとの意見があった。

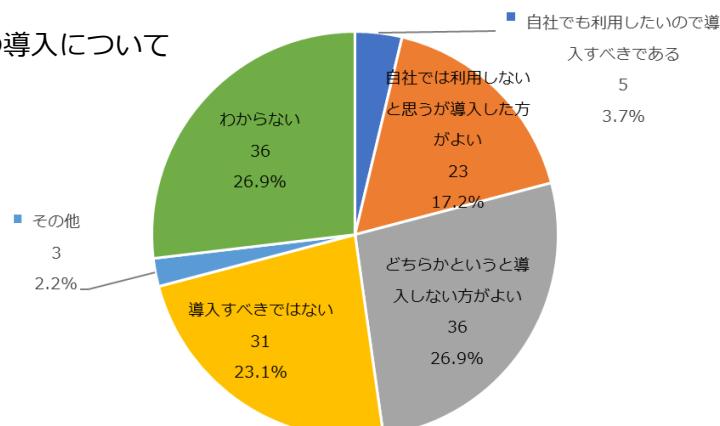
- ・【企業等】「におい」の商標登録を可能とするメリット
(複数回答可) (n=134)



- ・【企業等】「におい」の商標登録を可能とするデメリット
(複数回答可) (n=134)

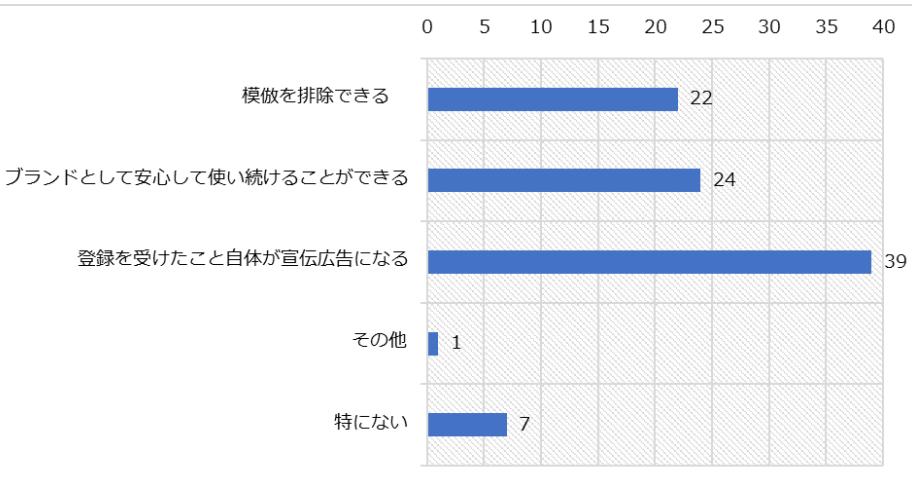


- ・【企業等】「におい」商標の保護制度の導入について
どう思うか (n=134)

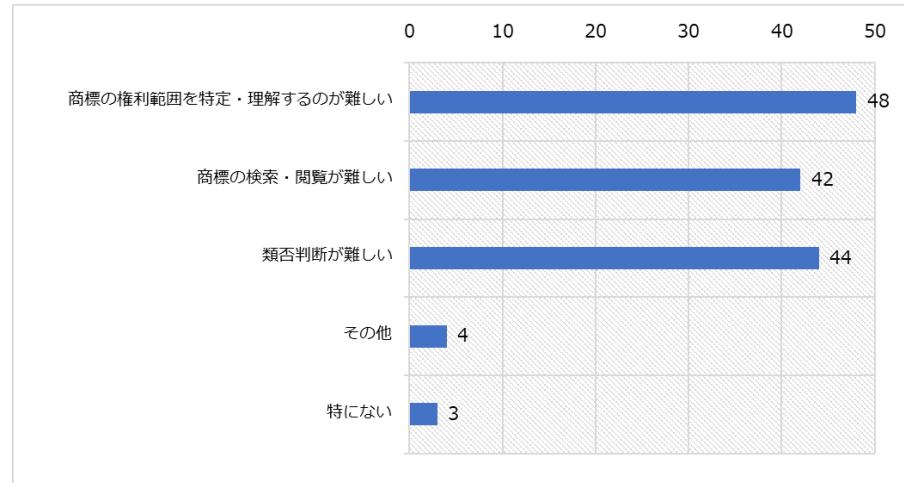


3. 2 国内質問票調査（2）におい等非伝統的商標

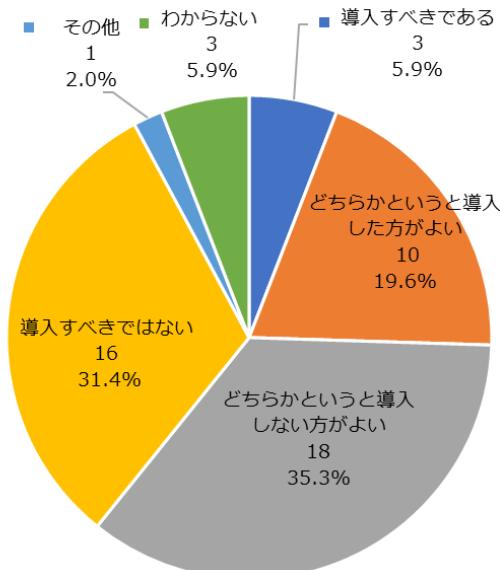
- 【代理人】 「おい」の商標登録を可能とするメリット
(複数回答可) (n=51)



- 【代理人】 「おい」の商標登録を可能とするデメリット
(複数回答可) (n=51)



- 【代理人】 「おい」の商標の保護制度の導入についてどう思うか
(n=51)

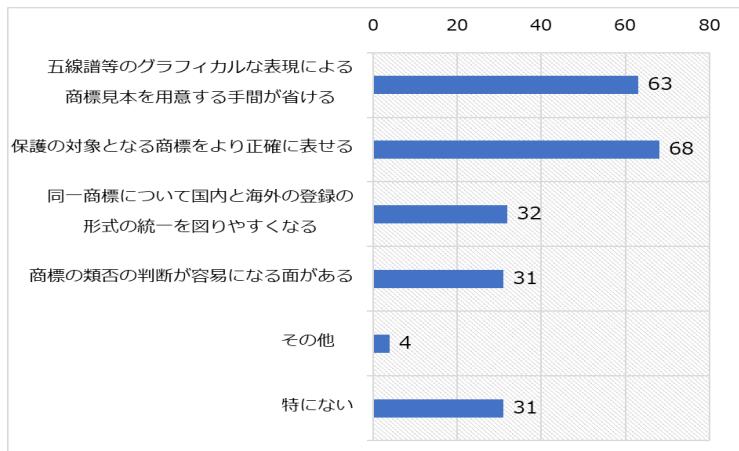


3. 2 国内質問票調査（3）非グラフィカルな手法による出願

- 企業等を対象とした質問票調査では、制度の導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。賛成する企業等からは、保護を求める対象の明確化や、出願方法の選択肢が増えるという観点から評価する意見があった。

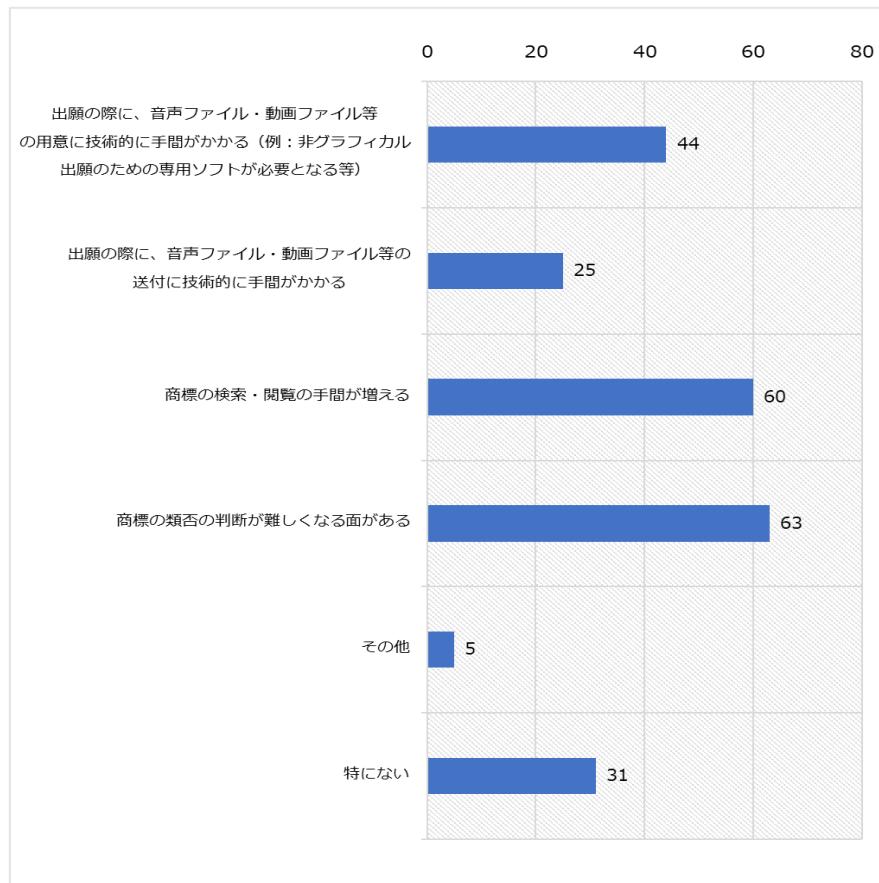
・【企業等】非グラフィカルな手法による出願のメリット

(複数回答可) (n=134)

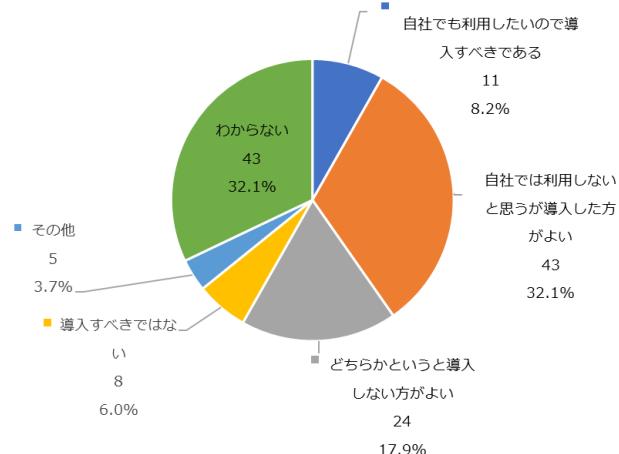


・【企業等】非グラフィカルな手法による出願のデメリット

(複数回答可) (n=134)



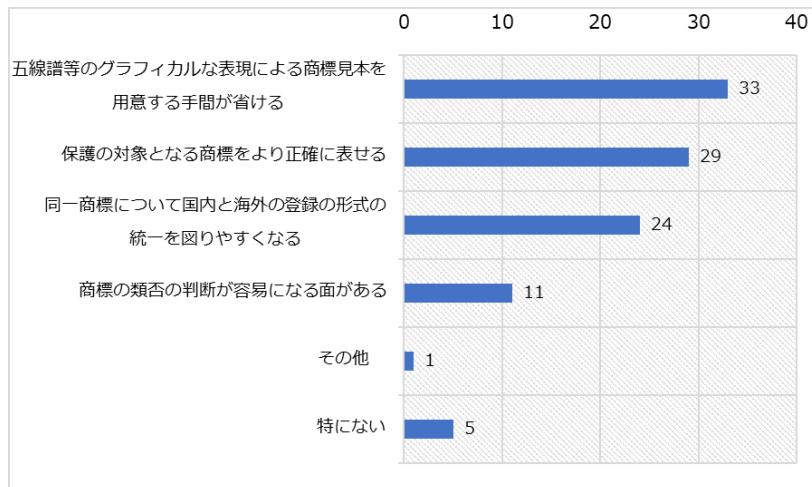
・【企業等】非グラフィカルな手法による「音商標」出願の導入についてどう思うか (n=134)



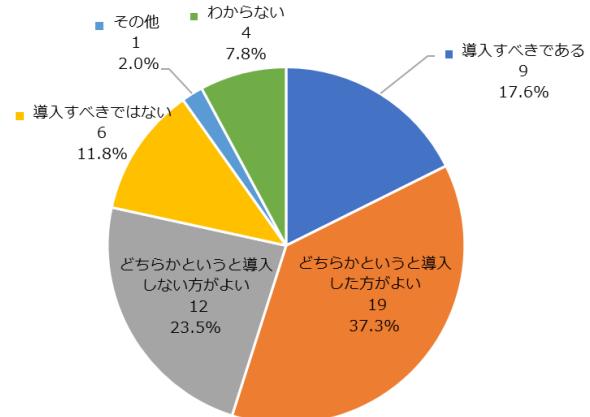
3. 2 国内質問票調査（3）非グラフィカルな手法による出願

- 代理人を対象とした質問票調査でも、導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。賛成する代理人からは、国際調和や、出願方法の選択肢が増えるという観点から評価する意見があった。

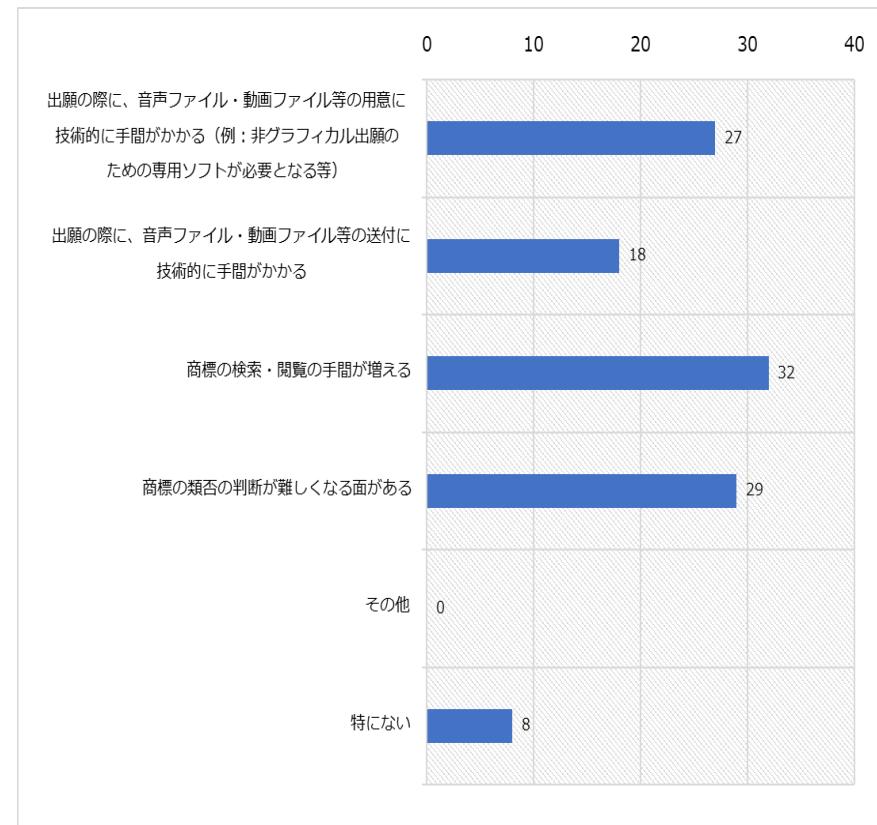
・ 【代理人】非グラフィカルな手法による出願のメリット (n=51)
(複数回答可) (n=51)



・ 【代理人】非グラフィカルな手法による「音商標」出願の導入についてどう思うか (n=51)



・ 【代理人】非グラフィカルな手法による出願のデメリット (n=51)
(複数回答可) (n=51)



3. 3. 国内ヒアリング調査

3.3.1 企業ヒアリング調査

3.3.2 有識者ヒアリング調査

3. 3. 1 企業ヒアリング調査

(1) 部分拒絶制度

海外での部分拒絶の経験、部分拒絶制度のメリットとデメリット、部分拒絶制度の導入についての意見を聴取した。

部分拒絶制度の導入について、総じて強いニーズは示されなかった。仮に制度を導入する場合の制度設計については、「部分拒絶を受け入れる旨の返事を何らかの形で行ったときや、応答期間満了から1か月程度経過したときは、速やかに登録査定が出るようにしてほしい」、「指定商品役務の一部だけを対象に拒絶査定不服審判が請求できるようにしてほしい」等の意見があった。

(2) におい等非伝統的商標

におい等非伝統的商標の使用の可能性（潜在ニーズ）、におい等の商標登録を可能とする場合のメリットとデメリット、におい等の商標権での保護制度の導入についての意見を聴取した。

「におい」「触覚」「味覚」のいずれにおいても、制度導入の明確なニーズは示されなかつたほか、制度導入による課題を挙げる意見が多くあった。特に、権利範囲の特定や公開の方法、識別力や類否の判断手法への懸念が多く挙げられた。また、制度導入によりブランドを保護するための手段の選択肢が広がる立場からも、同様の課題を挙げて制度等の整備が必要とする意見があった。

(3) 非グラフィカルな手法による出願

音商標等の出願の経験、非グラフィカルな手法による出願のメリットとデメリット、非グラフィカルな手法による出願の導入についての意見を聴取した。

音商標、動き商標、ホログラム商標のいずれにおいても、一定の制度導入ニーズが示された一方、制度導入による課題を挙げる意見もあった。音商標については、出願のハードルが下がるといった意見が複数ある一方で、五線譜がないと商標の特定や類否の判断が難しい、五線譜で表す方が明確である、といった懸念が多く示された。動き商標については、音商標に比べて比較的特定しやすいという意見がある一方で、商標の特定や類否判断のために図面も必須であるという指摘があった。

3. 3. 2 有識者ヒアリング調査

(1) 部分拒絶制度

海外での部分拒絶の経験、部分拒絶制度のメリットとデメリット、部分拒絶制度の導入、制度改正の際の検討事項についての意見を聴取した。

制度導入については、いずれの有識者からも、「改正の希望はない」、「どちらかというと改正しない方がよい」、「改正の必要性は高くない」、「大きなニーズがあるのか疑問に感じる」等の意見が出され、明確なニーズは示されなかった。

制度改正の際の検討事項としては、出願から登録までのプロセスや期間について、審査の遅延を懸念する意見が複数名から挙がり、遅延を防ぐべきとの意見が挙がった。また、部分拒絶通知に応答しない Pending 状態の出願が増加すると、それと抵触する商標の出願をする者のサーチ負担が増加する旨の指摘がなされた。ほか、査定の方式や、法改正の必要性に関しては、15条にて「当該指定商品・指定役務についてその拒絶の査定をする」、16条にて「指定商品・指定役務の一部については、登録すべき査定をする」と両方の査定をする案を肯定する等の意見が挙がった。

(2) におい等非伝統的商標

におい等の商標登録を可能とする場合のメリットとデメリット、におい等の商標権での保護制度の導入、制度改正の際の検討事項についての意見を聴取した。

制度導入については、いずれの有識者からも、「導入の必要性はない」、「強い必要性があるか疑問」等の意見が出され、明確なニーズは示されなかった。

制度改正の際の検討事項としては、商標の出願方法について、「客観的に出願の範囲を特定できるような方法にする必要がある」等の意見が挙がった。また、商標の範囲については、「におい等の商標についても、商標混同のおそれの有無で商標の類否（類似範囲）を判断するという原則に従うしかないが、その判断は非常に難しい」、「最終的には個別事案の中で裁判所が判断するという構造にならざるを得ない」、「不正競争防止法等の分野で、におい商標等の特徴的な部分の捉え方が示唆される等しないと権利範囲を定めるのは難しいのではないか」といった意見が挙がった。

3. 3. 2 有識者ヒアリング調査

(3) 非グラフィカルな手法による出願

非グラフィカルな手法による出願のメリットとデメリット、非グラフィカルな手法による出願の導入、制度改正の際の検討事項についての意見を聴取した。

ユーザーの利便性向上や国際調和のために、導入した方が良い、導入に反対しない等の意見がそれぞれ複数あった一方で、導入に慎重な意見も複数あった。

制度改正の際の検討事項としては、審査基準について、「類否判断等は大きく変わらないのではないか」という意見が多くあった一方、「識別力及び類否の判断は厳しくすべき」との意見もあった。また、商標の権利範囲については、「現在の考え方自体を変える必要はない」と「音声ファイル等を基準に判断されることになる」という意見が複数あった一方で、「権利範囲の判断は厳しくすべき」との意見もあった。その他、懸念される点や検討すべき事項として、「音商標については、五線譜を従として残した方がよい」という意見が複数あり、「動き商標については、動画ファイルによる出願を認めた上で、コマ送りの画像が数枚あると便利」といった意見もあった。

4. まとめ

- 4.1. 部分拒絶制度
- 4.2. において等非伝統的商標
- 4.3. 非グラフィカルな手法による出願

4. 1 部分拒絶制度

(1) 各国・地域の制度の概要

調査対象の13の国・地域を見ると、インド及び台湾を除く11の国・地域で、この制度が導入されていた。

① 部分拒絶制度を導入している国・地域

以下の2タイプに大別される。なお、以前からこの制度を採用している国・地域がある一方で、他国との制度調和や出願人の利便性向上等を理由に、近年この制度が導入された国（トルコ、シンガポール、韓国）もある。

【実体審査の最終決定において部分拒絶が通知され、審判段階で対応の機会が与えられるタイプ】

中国とトルコの2か国である。いずれの国においても、主な対応手段は、知財庁内の審判部に対して請求する拒絶決定不服審判である。もう1つの選択肢として、出願の分割がある（中国では審判請求が必須）。一方、部分拒絶の決定に対応しない場合には、審判請求期間満了後に拒絶の対象でない指定商品役務について出願が公告される。

【実体審査の最終決定よりも前に部分拒絶が通知され、審査段階で対応の機会が与えられるタイプ】

アメリカ合衆国、欧州（EUIPO）、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国、韓国、シンガポール、オーストラリアである。オーストラリアは国際登録出願にのみ、部分拒絶制度を導入している。主な対応手段は、意見書の提出、補正（指定商品役務の減縮）、出願の分割等である。多くの国・地域で、登録に向けて応答しない選択肢も取り得ることであったが、スウェーデンの代理人からは、国内出願において応答がない場合は「出願全体が拒絶される可能性がある」とする規定があるため登録を求めるならば応答しなければならないとの説明があった。

上記の国・地域全てで、部分拒絶の決定が出された場合、その決定が確定する（審判・上訴の場合には審判決の確定）まで、拒絶対象でない部分につき手続が中断等され、当該部分だけが登録に進むことはない。部分拒絶に係る出願部分の扱いが確定した後、出願全体について最終的な処分が決まる。

② 部分拒絶制度を導入していない国・地域

未導入の背景や理由として、インドについては、商標法と商標規則による立法上・手続上の枠組みが出願全体を審査することを重視していること、台湾については、ユーザーの多くが制度のわかりやすさや管理のしやすさを重視しており部分拒絶制度は非常に複雑と捉えられる可能性が高いこと等が挙げられた。

4. 1 部分拒絶制度

(2) 国内の現状分析

企業等を対象とした質問票調査では、制度の導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。なお、賛成する企業等のうち、制度を「自社でも利用したい」旨回答した企業等は約3割であった。賛成する企業等からは、費用の削減の観点から評価する意見があった。一方で、代理人を対象とした質問票調査では、導入に反対する割合が、賛成する割合を上回った。反対する代理人からは、制度の複雑化を指摘する意見があったほか、審査の遅延や、不使用商標の増加を懸念する意見も多くあった。

企業及び有識者へのヒアリング調査においては、総じて明確な制度導入のニーズは示されなかった。一部の企業から、費用の削減の観点から導入を支持する意見があった一方で、多くの企業及び有識者から、審査の遅延や不使用商標の増加の懸念が指摘された。

(3) 制度を見直す場合の検討事項と課題

① 特許庁による拒絶理由通知から登録までの制度運用

拒絶理由通知に応答しない出願の増加で、そのような出願と抵触する商標を出願する者にとっては、審査遅延やサーチ負担の増加が懸念されるとの指摘があった。

② 出願人側の部分拒絶の通知への対応方法

部分拒絶を承服する場合の応答方法は簡易である方がよいとする意見があった。

③ 査定の形式

第15条（拒絶の査定）及び第16条（商標登録の査定）の改正が必要となる可能性があるとの指摘があった。部分拒絶制度が導入された場合、指定商品等の一部についての登録査定・拒絶査定をどのようにすべきかが問題となり得る（双方を別々に2通で通知する、1通にて通知する、など）。

④ その他

使用の可能性が低い指定商品等について登録査定がなされた場合でも設定登録されることによる不使用商標の増加や、拒絶対象となる指定商品等の明記のための審査負担増による審査の遅延といった課題が示された。また、ユーザーにとって複雑な制度となるため、導入する場合には制度の説明・周知が望まれるとの意見があった。

4. 2 におい等非伝統的商標

(1) 各国・地域の制度の概要

におい等非伝統的商標は、調査対象国・地域の全てで、商標法の保護対象から除外されていない。しかし、実際に登録され、保護を受けるのは、いずれの国・地域においても困難であるとされる。何を理由として登録が難しい（あるいは不可能）とされるかは国・地域によって異なり、3つのタイプに大別される。

① グラフィカル表示要件が問題となるタイプ

商標はグラフィカル（図形的、視覚的）に表せるものでなくてはならないという要件（いわゆる「グラフィカル表示要件」）が法律上存在しており、それが「商標」認定や登録への高いハードルとなっているタイプである。インドとシンガポールがこのタイプと考えられる。

② 商標の表示に係る「シークマン基準」が問題となるタイプ

グラフィカル表示要件は撤廃されているものの、出願商標の表示について「明確であり（Clear）、正確であり（Precise）、自己完結しており（Self-contained）、容易にアクセスすることができ（Easily accessible）、わかりやすく（Intelligible）、耐久性があり（Durable and）、客観的である（Objective）」ものでなくてはならず、かつ、保護を与えられる対象（商標）は知財庁の登録簿に正確かつ明瞭に表示できなければならぬとの旨の要件（いわゆる「シークマン基準」）が課せられているタイプである。欧州（EUIPO）、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国、トルコがこのタイプと考えられる。

③ 識別力等の登録要件が問題となるタイプ

商標の表示に関する要件は上記2タイプと比べて厳格ではないものの、識別力や非機能性等の登録要件を満たすことが通常の商標の場合より難しいと考えられているタイプである。アメリカ合衆国、韓国、台湾、オーストラリアがこのタイプと考えられる。これらの国・地域では、におい等非伝統的商標の出願において商標の説明の提出が必須であり、においのサンプルの提出も併せて求められている（台湾、オーストラリアは審査官が求めた場合に提出要）。出願商標の特定や実体審査の場面において、商標の説明が大きな役割を果たす。

その他、上記3タイプに当てはまらない国が中国である。同国も法律上におい等非伝統的商標の保護を否定していないが、実際の登録は難しい。理由として、知財庁でにおい等非伝統的商標に係る出願の受理や実体審査に対応できるシステムが未だ整備されておらず、審査基準も作成されていないことが指摘されている。

4. 2 におい等非伝統的商標

(2) 国内の現状分析

質問票調査では、企業等・代理人のいずれにおいても、制度導入に反対する割合が賛成する割合を大きく上回った。反対する立場からは、権利範囲の特定や識別力・類否の判断等が困難であるとの意見が多くたほか、第三者に対して萎縮効果を生じさせるとの意見があった。また、賛成する立場からも、制度を設けたとしても実際に登録することは困難と思われるとの指摘があった。

企業及び有識者へのヒアリング調査でも、総じて明確な制度導入のニーズは示されなかつた。いずれの企業及び有識者からも商標の特定について懸念が示されたほか、第三者への萎縮効果のおそれや、特定のにおいや味の独占を認めるることは不適当であるとの指摘があつた。

(3) 制度を見直す場合の検討事項と課題

① 商標の出願方法

「客観的に出願の範囲を特定できるような方法にする必要がある」等の意見があつた。具体的には、出願時に商標の詳細な説明と物件を求めるべきとの意見や、におい等を再現できる何らかの方法や技術を考えるべきとの意見があつた。

② 類否や識別力に関する審査基準

「他の非伝統的な商標と同様に総合的に判断する形でよい」、「全てのタイプの商標に通じる類否判断の抽象的な基準を作ることが必要」等の意見があつた。

③ 商標の保存及び公開

においのサンプル等の経年劣化を懸念し、何らかの形でいつ誰が閲覧しても同じ状態で保存できるようにすべき旨の意見等があつた。

④ 商標の範囲

総じて、商標の特定が困難であるとの意見が多くた。

⑤ 商標の定義規定

第2条の商標の定義中の「その他政令で定めるもの」として追加すればよいため、政令の改正により対応可能ではないかという旨の意見があつた。

4. 3 非グラフィカルな手法による出願

(1) 各国・地域の制度の概要

調査対象の13の国・地域を見ると、この制度は、欧州を中心とする6の国・地域で導入され、7の国・地域で導入されていなかった。

① 非グラフィカルな手法による出願を導入している国・地域

欧州（EUIPO）、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国、トルコである。これらの国・地域では、商標制度の近代化と合理化のために2015年に欧州で商標ハーモ指令が施行されたことを受けて、導入されている。

出願では、非グラフィカルな手法と従来型のグラフィカルな手法（例：音商標では五線譜、動き商標では複数の図面）のいずれかを選択できる。デジタルファイルは、基本的に、知財庁が提供する電子出願システムにアップロードして提出することが想定され、許容されているデジタルファイルの形式は主に、音声ファイルについてMP3、動画ファイルと視聴覚ファイルについてMP4であり、いずれもサイズ上限が設けられている。

審査実務について、全ての導入国・地域の代理人から、非グラフィカルな手法による出願にはグラフィカルな手法による出願と同じ審査基準が適用されると考えられ、導入前後を比較しても、商標の権利範囲の特定・識別力の判断・類否の判断における判断手法に基本的に変更はないとの見解が得られた。ただし、一部の代理人（スウェーデン）からは、この手法による出願の数はまだ少ないため、一般的な実務の傾向を把握することは難しいとの意見もあった。

提出されたデジタルファイルは、6つの導入国・地域全てで、知財庁の商標検索サイトでの視聴が既に可能又は今後可能になる見込みである。

② 非グラフィカルな手法による出願を導入していない国・地域

アメリカ合衆国、インド、中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリアである。導入されていない理由や背景について、法的な観点、実務的な観点、技術・システム的な観点等から説明がなされ、それぞれの事情があることが伺えた。具体的には、以下のような説明が寄せられた。

- ・商標法が視覚的表現に大きく依存する枠組みで発展してきたため、導入には大幅な法改正等が必要となる。
- ・音商標等の非伝統的商標の出願が全体に占める割合は小さく、導入ニーズが大きいとは考えられない。
- ・非グラフィカルな手法による出願を考慮に入れた審査基準が作られていない。
- ・非グラフィカルな手法による出願を受理できるシステムがまだ整備されていない。

4. 3 非グラフィカルな手法による出願

(2) 国内の現状分析

企業等を対象とした質問票調査では、制度の導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。賛成する企業等からは、保護を求める対象の明確化や、出願方法の選択肢が増えるという観点から評価する意見があった。反対する企業等からは、他者の商標を容易に検索できるようにすべきとの意見があった。

代理人を対象とした質問票調査でも、導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。賛成する代理人からは、国際調和や、出願方法の選択肢が増えるという観点から評価する意見があった。反対する代理人からは、現在の制度で問題ないとの意見や、検索が困難にならないようにすべきとの意見があった。

企業及び有識者へのヒアリング調査においては、利便性向上や国際調和のために導入した方が良い、導入に反対しない等の意見がそれぞれ複数あった一方で、導入に慎重な意見も複数あった。複数の企業や有識者から、検索・閲覧や類否判断においてはグラフィカルな表現（五線譜や図面等）があったほうが便利であるとの指摘があった。

(3) 制度を見直す場合の検討事項と課題

① 検索・閲覧用データベースにおける表示

導入国・地域においては、提出されたデジタルファイルについて、知財庁の商標検索サイトでの視聴が原則可能となっている。他方、検索・閲覧画面でサムネイル等は表示されないため、内容を確認するためには一つずつ視聴する必要があり、手間がかかる。この点につき、デジタルファイルを主とした出願が認められるようになる場合、参考として五線譜や図面等があったほうが検索の便宜にかなうとの意見があった。

② 商標の特定

特に音商標について、音声ファイルの聞こえ方は人により異なるため、客観的な商標の特定のためにグラフィカル表現（五線譜等）が必要との指摘があった。

また、我が国で導入する場合、第5条（商標登録出願）及び第27条（登録商標等の範囲）の改正が必要となる可能性があるとの指摘があった。

③ マルチメディア商標（音と文字や図形等の動きの組合せ）の導入

非グラフィカルな手法による出願の導入国・地域の多くにおいて、制度導入時にマルチメディア商標の出願も可能とされている。

禁無断転載

令和6年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業
各国・地域の商標制度・運用に関する調査研究について
(要約版)
令和7年3月

請負先
一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地
精興竹橋共同ビル5階